

無料公衆無線 LAN 整備促進協議会会則(案)

(名称)

第1条 本協議会は、無料公衆無線 LAN 整備促進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、電気通信事業者、エリアオーナー、行政等の公衆無線 LAN の関係者が無料公衆無線 LAN に関する情報共有を図るとともに、その取組方針等を協議することで、訪日外国人旅行者が利用出来る無料公衆無線 LAN の整備促進とその利用の円滑化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 外国人旅行者の訪問地を念頭においた無料公衆無線 LAN 環境整備の更なる促進
- 二 日本の無料公衆無線 LAN 環境の海外への周知・情報発信
- 三 外国人旅行者により使いやすくするための認証手続の簡素化の推進
- 四 外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク(「Japan.FreeWi-Fi(仮)」)の導入による「見える化」の推進
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会は、電気通信事業者、エリアオーナー、地方自治体等で構成する。

(入会及び退会)

第5条 協議会へ入会しようとする者は協議会の目的に賛同する者(企業、団体、自治体)に限ることとし、事務局に協議会所定の入会申込手続を行うことで入会することができる。

2 協議会を退会しようとする者は、退会しようとする日の 1 か月前までに事務局に退会届を提出することにより退会することができる。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合は、幹事会において、出席した構成員の全会一致を原則として、当該会員を除名することができる。ただし、幹事会の決定の前に当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

- 一 協議会の会則に違反したとき。
- 二 協議会の名誉を傷つけ、または協議会の会員たるにふさわしくない行動があ

ったとき。

- 三 公衆無線 LAN 利用者の利益を著しく害し、公衆無線 LAN 事業の健全な発展を阻害すると幹事会が認めたとき。
- 四 法令違反又は社会問題等を引き起こし、当該会員資格の継続が協議会又は会員相互の利益に反することとなったとき。
- 五 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会費)

第7条 会費は無料とする。ただし、今後、必要な経費が発生する場合は、幹事会の決定を経て年会費を設定することとする。

(幹事会)

第8条 協議会の運営に関する基本的事項を決定するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に議長を置く。
- 3 議長は、幹事会の中から互選によって選出する。
- 4 議長は、幹事会を代表し、運営を統括する。

(幹事会の招集)

第9条 幹事会は、議長が招集するものとする。

(幹事会の招集通知)

第10条 議長は幹事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である議事を他の幹事会の構成員及びオブザーバーに通知しなければならない。

(幹事会の議事)

第11条 議長は、幹事会の議長として議事を行う。

- 2 幹事会は、構成員の二分の一以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により自ら幹事会に出席することができない場合には、当該構成員があらかじめ指名した代理者を幹事会に出席させることができる。
- 4 幹事会の議決は、幹事会に出席した構成員の全会一致を原則とする。
- 5 議長及び構成員は、必要に応じ、オブザーバーの意見を求めることができる。
- 6 幹事会の議事については、議事録を作成し、会員向けに公開するものとする。

(書面による議事)

第12条 議長は、やむを得ない理由により幹事会を開催することができない場合にあっては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって幹事会の議事に代えることができる。

(オブザーバー)

第13条 幹事会は、オブザーバーとして主務官庁等を参加させることができる。

(解散)

第14条 幹事会は、幹事会に出席した構成員の全会一致がなければ解散することができない。

(プロジェクトチーム)

第15条 協議会の専門的な事項を検討するため、幹事会にプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームの活動内容、検討事項等については、幹事会に報告することとする。

3 プロジェクトチームの構成員は、幹事会が選任した者とする。

(雑則)

第16条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、議長が幹事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成26年8月29日から施行する。